

7月1日より

安心して妊娠・出産できるように・・・
生まれてくる赤ちゃんを風しんから守るために・・・

全国的に
風しんが
大流行…

風しんの予防接種費用を助成します

- 風しんの免疫を持たない妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気（症状：耳が聞こえにくくなる、生まれつき心臓に病気がある、目が見えにくくなるなど）にかかる可能性があります。
- 県及び市町では、「先天性風しん症候群」の発生を予防し、県内の女性が将来も安心して妊娠・出産できるように、妊娠を予定又は希望している方々に風しんの予防接種費用を助成します。
また、妊娠中は予防接種が受けられませんので、妊婦さんの同居者に予防接種費用を助成します。



- 風しんの予防接種を受けて、赤ちゃんを『風しん』から守りましょう。

【接種助成対象者】 大町町の住民の方で、①・②・③に該当する方

- ① 妊娠を予定又は希望する女性(将来に備えて予防接種を希望する女性を含む)
ただし、未就学児を除きます。
- ② 妊婦の同居者（夫等）
妊婦と同居している夫、子、父母（義父母）、兄弟姉妹等
- ③ ①または②で風しんの予防接種を受けた・風疹にかかったが風しんの抗体価が低いことが分かっている方
(抗体価が低いとは、HI抗体価16以下を言います。)



※ただし、下記の方は対象外です。

- 定期の予防接種対象年齢の方
- 今までに風しんにかかったことがある方
- 風しんの予防接種を受けたことがある方

【助成内容】 MR(麻しん風しん混合ワクチン)・風しんワクチンの予防接種にかかる費用。
自己負担は、ありません。ただし、助成回数は1人1回のみです。

【接種時の注意】 接種前1か月、接種後2か月は避妊する必要があります。

【助成期間】 平成25年7月1日から29年3月31日までに接種を受けた方



【申請方法・持参するもの】

大町町役場保健係（美郷内）へ申請をしてください。申請書は、保健係にあります。
対象の方であると確認されると、予診票等お渡しいたします。

★持参するもの・・・印鑑、妊婦の同居者は、同居の妊婦の母子健康手帳

【接種方法】

申請時に、お渡しする指定医療機関一覧から、接種を希望される医療機関へ予約をし、
予診票等を持参し予約された医療機関で接種を受けます。



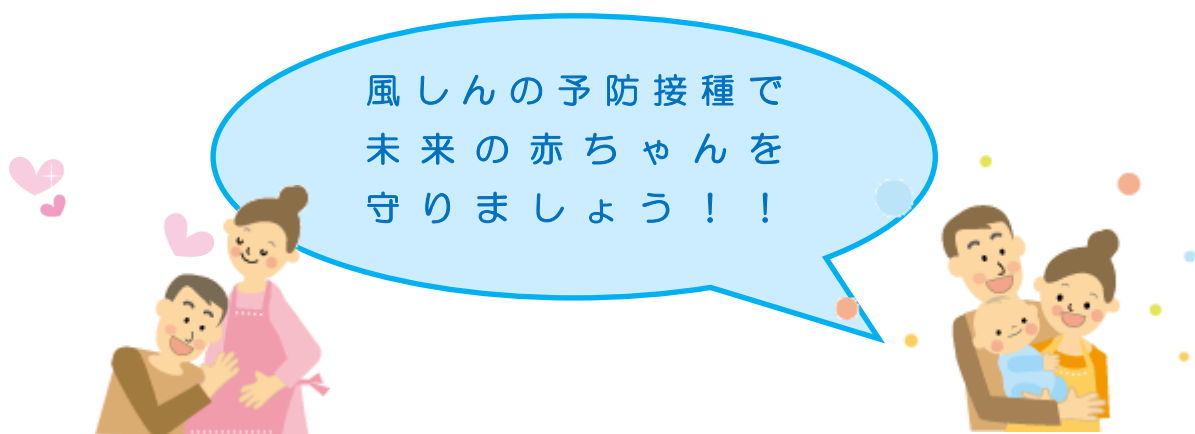
●「風しん」とは？

風しんウイルスに感染してから 14～21 日の潜伏期間の後、発熱とともに全身に淡い発疹が出現します。通常 3 日程度で消失し、麻疹（はしか）のように発疹のあとが長く残ることはありません。基本的には予後良好な病気ですが、免疫のない女性が妊娠初期に風しんに感染すると、風しんウイルスが胎児に感染して、出生児に先天性風しん症候群を発生することがあります。

●「先天性風しん症候群」とは？

妊娠中の感染時期により症状が異なりますが、特に妊娠 2 ヶ月以内の女性が風しんにかかると、出生児は先天性の心臓病、難聴、白内障、網膜症などの 2 つ以上をもって生まれてくることが多くみられます。

その他、子宮内での発育が遅い、網膜の病気、緑内障、小頭症、髄膜炎、精神運動発達に遅れがある、肝臓や脾臓が腫れる、血小板減少性紫斑病などの症状が出生児に認められる場合があります。



《申請先・お問合せ先》

大町町役場保健福祉課保健係（美郷内） ☎ 8 2 - 3 1 8 6